

議案第47号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。<u>ただし、小学校及び特別支援学校の小学部に在籍する児童の保護者等にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの支給を受けている者その他の規則で定める者に限る。</u>）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。